

島交企甲第 1 5 5 6 号
島交指甲第 8 1 9 号
平成 2 1 年 1 2 月 4 日

関 係 所 属 長 殿

保存期間	1 0 年
------	-------

島 根 県 警 察 本 部 長

より合理的な交通規制の推進について（通達）

交通規制（信号機の設置及び信号制御を含む。以下同じ。）は、道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図り、又は交通公害その他の道路の交通に起因する障害を防止するために行われるものであるが、実施後の道路交通環境の変化等により現場の交通実態に適合しなくなったものを放置することは、交通の安全の確保等の本来意図した目的が達成できなくなるだけでなく、交通規制全般に対する信頼や国民の遵法意識をも損なうことともなりかねない。

そこで、各警察署にあつては、下記のとおり、管轄区域内の道路について交通実態を調査・分析し、当該道路における交通規制の合理性を点検した上で、必要に応じ道路交通環境の改善を図ることにより、より合理的な交通規制の推進に努められたい。

なお、具体的な実施要領については別途通達する。

記

1 基本的な考え方

交通規制は、道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図り、又は交通公害その他の道路の交通に起因する障害を防止するために行われるものであり、警察は、これに違反する道路利用者に対して指導、取締り等の措置を講ずることとなるものである。

しかしながら、実施後の道路交通環境の変化等により現場の交通実態に適合しなくなった交通規制を放置すれば、交通規制に対する遵法意識が高い一般の道路利用者でさえも従うことが困難になるなど、かえって交通事故等の原因となり得るほか、交通規制全般に対する信頼や国民の遵法意識を損なうことともなりかねないものである。

そこで、より合理的な交通規制を推進する観点から、交通規制の違反状況を含む交通実態を調査・分析することにより当該交通規制の合理性を点検し、交通の安全と円滑等という目的を達成するために、より合理的な形に改善できる点があると認められる場合には、当該交通規制自体の見直しを含め、必要な道路交通環境の改善を図ることとする。

2 交通実態の調査・分析

(1) 交通実態の調査

最高速度規制、駐車規制並びに信号機の設置及び信号制御の3つの交通規制(以下「重点交通規制」という。)を重点として、交通規制の種類に応じ、当該交通規制を実施している道路における

- 交通実態(実勢速度、路上駐車実態、交通量等)
- 違反の実態
- 交通指導取締りの状況
- 交通事故発生状況

等を調査し、違反状況を含む当該道路の交通実態を把握すること。

なお、調査対象とする交通規制の選定に当たっては、交通対策協議会や交通安全協会などの交通関係団体等と連携して、住民やドライバーからの意見要望の把握に努めるほか、警察部内職員からの意見等も参考にして、違反者が多く、交通規制の合理性を点検すべきと考えられるものを選定することとし、調査の順序を決定するに当たっては、社会的により影響の大きいものを優先すること。また、信号機については、歩行者及び自転車に係る違反状況等も調査の対象とすべきであることに留意すること。

(2) 交通実態の分析による交通規制の合理性の点検

(1)により把握した違反状況を含む交通実態を分析することにより、道路利用者の多数が当該交通規制に従わない状況となっているなど、当該交通規制の効果が低下し、当該交通規制が本来意図した目的が達成されていないと認められる場所を特定すること。

その上で、交通指導取締りの状況をも踏まえて、現時点で当該交通規制の効果が低下している原因を分析し、その結果、当該交通規制を含む道路交通環境について、交通の安全と円滑等という目的を達成するために、より合理的な形に改善できると認められる場合(いわゆる「守られにくさ」の原因が交通規制を含む道路交通環境にあると認められる場合)には、3の措置を実施すること。

3 道路交通環境の改善

(1) 実施要領

2(2)で道路交通環境をより合理的な形に改善できると認められた交通規制については、当該交通規制の合理性を更に高めるため、交通規制の種類及び交通実態の調査・分析結果を踏まえ、次のうち必要な措置をとること。

- ア 交通規制の内容の変更又は交通規制の解除
- イ 道路利用者に対する交通規制の理由の説明
- ウ 道路管理者に対する道路の整備又は改良の働き掛け
- エ 地方公共団体、民間事業者等に対する路外施設の整備等の働き掛け
- オ その他必要と認められる措置

(2) 部内外の知見の活用

(1)の措置を実施するに当たっては、必要に応じて地域住民、道路利用者、道路管理者等の意見を聴取するなど、部内外の知見を積極的に収集・活用し、合理的な改善を図るように努めること。

なお、交通規制自体の見直し等について地域住民等の合意を得ることが困難な場合には、試験的運用の実施等により関係者で効果を検証しながら道路交通環境の改善を図ることも検討すること。

4 重点交通規制に係る留意事項

(1) 最高速度規制

実勢速度が規制速度と大きくかい離し、最高速度規制が速度低下につながっていない要因としては、

- 道路拡幅等の道路改良が行われているのに規制が見直されていない。
- 交通量の減少等交通環境が変化しているのに規制が見直されていない。
- 学校移転等で規制理由がなくなっているのに規制が見直されていない。
- 一部道路環境が悪いという理由で長区間の厳しい規制が行われている。

等が考えられる。

このため、最高速度規制の合理性を点検する場合には、交通事故・交通違反の実態、実勢速度、道路構造、沿道状況等の実態を把握することはもとより、最高速度規制の見直しに向け、

- 道路管理者による道路拡幅、線形改良、歩道整備・防護柵の設置等の更なる改善
- 自治体、学校、沿線住民等関係者の合意形成

等について総合的に検討すること。

他方で、当該最高速度規制を変更することが適当でないと認められる場合には、

- 最高速度規制の理由の説明（規制理由標識、交通情報板等の活用）
- 実効性のある違反取締り
- 道路管理者に対する道路改良（歩道整備や線形改良など）の働き掛け
- 道路管理者に対するハンプ、狭さく等の物理的デバイスの設置の働き掛け（生活道路である場合）
- 中央線の消去及び路側帯の拡幅やカラー舗装化（生活道路である場合）

等について検討すること。

なお、最高速度規制に係る本通達に基づく取組みを実施するに当たっては、「交通規制基準」（平成11年10月25日付け警察庁丙規発第28号、丙都交発第21号）のうち、このたび改正された別添の「第32最高速度（区域及び高速自動車国道を除く。）」及び「第33最高速度（区域）」を踏まえて交通規制を検討すること。

(2) 駐車規制

違法駐車が常態化している場合の要因としては、様々な駐車需要に見合った駐

車場所が存在しないことが考えられることから、駐車規制に係る道路交通環境の改善を実施するに当たっては、

- 駐車需要の原因となっている施設の管理者、地方公共団体等に対する路外駐車施設の整備、路外駐車施設の位置に関する情報の周知等の働き掛け
- 必要やむを得ない駐車需要に対する一部場所・時間帯における駐車規制緩和
- メリハリのある駐車違反取締り

等を総合的に検討すること。

なお、駐車規制に係る本通達に基づく取組みを実施するに当たっては、きめ細かな駐車規制の実施について（平成16年2月2日付け島交企第1031号ほか）及び駐車規制の見直しの実施について（平成16年8月6日付け島交企第1215号ほか。以下「平成16年通達」という。）による見直しとの連携を図り、本通達の趣旨を組み入れて平成16年通達に基づく駐車規制の見直しを実施することなどにより、効率的な推進を図ること。

(3) 信号機の設置及び信号制御

歩行者や自転車並びに深夜の従道路側の自動車による信号無視が常態化している場合の要因としては、

- 交通流の変化による各交差道路の交通量の変化
- サイクル長等が適切でないこと

等が考えられることから、歩行者、自転車及び自動車による信号無視に関し道路交通環境の改善を実施するに当たっては、

- 信号機の撤去又は移設
- 信号制御の変更によるサイクル長等の定数の見直し
- 経過時間表示付歩行者用信号機の整備
- 信号機の半感応化・押ボタン化
- 交通閑散時の点滅運用

等を検討すること。

なお、信号機を新設する場合にも、本通達の趣旨を踏まえ、真に必要性の高い設置場所の選定、信号サイクル等の適切な設定等に努めること。

5 推進体制の確立

本通達に基づく取組を着実に推進するため、警察本部においては別表のとおり体制を設立したので、各警察署においても、これに準じた推進体制を確立すること。

6 集中的実施期間及び報告

(1) 集中的実施期間

重点交通規制に係る本通達に基づく取組みについては、
平成23年度末

までに計画的かつ集中的に実施することとする。

(2) 報告

本通達に基づき道路交通環境の改善のためにとった措置の報告要領については、別途指示する。

別表

警察本部における推進体制

より合理的な交通規制検討委員会	
委員長	交通部長
委員	交通部参事官（交通企画課長） 交通指導課長 運転免許課長 交通機動隊長 高速道路交通警察隊長 交通企画課管理官

より合理的な交通規制検討幹事会		
幹事長	交通部参事官（交通企画課長）	
幹事	交通企画課	管理官（安全施設補佐） 課長補佐（規制係） 課長補佐（企画係）
	交通指導課	課長補佐（指導取締係） 課長補佐（駐車対策係）